

社会福祉法人守屋福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人守屋福祉会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、別表1により報酬等を支払うことができる。

なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬等はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬等を支払うことができる。

なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬等はこれを支払わないものとする。

3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬等を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬等を支払うことができる。

2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬等を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事長報酬)

第5条 理事長報酬は月額500,000円とする。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(報酬の支払方法)

第7条 報酬の支給方法及び支払日は、法人職員の給与の支払方法及び支払日に準ずるものとする。

(兼務役員)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員報酬総額)

第9条 この法人の全理事の報酬総額は、年間8,000,000円以内とする。ただし、職員給与を受けている理事は総額に含まれない。

2 この法人の全評議員の報酬総額は、年間300,000円以内とする。

3 この法人の全監事の報酬総額は、年間300,000円以内とする。

(公表)

第10条 法人は、この規程をもって、法令等に基づく報酬の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第11条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、平成31年2月1日より施行する。

【別表 1】

名 称	報 酬	備 考
理事会出席報酬等	(日額) 10,000円	
評議員会出席報酬等	(日額) 10,000円	
評議員選任・解任委員会出席報酬	(日額) 10,000円	

【別表 2】

名 称	報 酬	備 考
理事 業務報酬等	(月額) 100,000円	医師
理事 業務報酬等	(日額) 10,000円	
評議員 業務報酬等	(日額) 10,000円	
監事報酬等	(日額) 15,000円	

※費用弁償含むものとする。

【別表 3】

旅 費	宿泊費 (日額)	報 酬 (日額)	そ の 他
実 費	実 費	10,000円	実 費